

大分県報

平成三十年
第二九九八号
七月六日

(金曜日)

目次

告示	身体障害者福祉法による医師の指定……………	一
告示	県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………	一
告示	公有水面埋立て免許の出願……………	一
告示	特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………	三
告示	公共測量の実施……………	四
告示	開発行爲の完了……………	四

○告示

大分県告示第四百三十五号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
腎臓の機能障害 呼吸器の機能障害	安部 浩子	医療法人百善会 村橋病院 別府市千代町二番五号	平三〇・六・二一
肢体不自由	磯岡 藍子	大分県済生会 日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	〃
肢体不自由	松永 遼	大分県済生会 日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	〃

平成三十年七月六日

大分県報(告示)

一

大分県告示第四百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、豊後大野市長川野文敏からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村地域防災減災事業 (ため池整備)	寺ヶ谷地区	平三〇・七・六から 平三〇・七・二六まで	豊後大野市 役所

大分県告示第四百三十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。
なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 貞

一 出願の年月日	平成三十年六月十一日
二 出願人の住所及び氏名	大分市大手町三丁目一番一号 大分県 代表者 大分県知事 広 瀬 貞
三 埋立ての区域	大分県知事 広 瀬 貞

1 位置

第一区域

佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一八〇四番一の地先の道路の地先の公有水面

第二区域

佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番四及び一九一八番三二の地先の国有海浜地

先の公有水面並びに一九一八番三〇の地先の公有水面

第三区域

佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三三の地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及び3の地点と1の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満

潮位(D・L・プラス二・一六メートル、T・P・プラス一・〇六メートル)における

公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 佐伯市蒲江にある国土地理院高森三等三角点(北緯三二度四六分五二秒一

〇四、東経一三一度五三分一八秒〇九二(以下「基点」という。))から六

度一〇分三二秒一、七四五・二二メートルの地点

2の地点 1の地点から一八度四九分一九秒四・六八メートルの地点

3の地点 2の地点から三四六度二二分二八秒一・六六メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び26の地点と5の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満

潮位(D・L・プラス二・一六メートル、T・P・プラス一・〇六メートル)における

公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

5の地点 基点から六度五三分六秒一、四四七・七六メートルの地点

6の地点 5の地点から五二度三四分三六秒二・四〇メートルの地点

7の地点 6の地点から四五度一四分三八秒七・三六メートルの地点

8の地点 7の地点から四二度〇五分三六秒六・〇八メートルの地点

9の地点 8の地点から三七度二分三四秒七・六五メートルの地点

10の地点 9の地点から三四度一七分二七秒五・二五メートルの地点

11の地点 10の地点から三一度五四分三九秒六・四七メートルの地点

12の地点 11の地点から二六度五三分四八秒九・二二メートルの地点

13の地点 12の地点から二五度三二分三二秒一〇・六〇メートルの地点

14の地点 13の地点から二一度二五分五六秒九・七七メートルの地点

15の地点 14の地点から二二度三三分〇五秒二〇・〇〇メートルの地点

16の地点 15の地点から二二度一七分〇五秒二〇・〇〇メートルの地点

17の地点 16の地点から二三度三五分〇七秒二二・〇〇メートルの地点

18の地点 17の地点から二二度五九分一九秒八・〇八メートルの地点

19の地点 18の地点から二三度四〇分二三秒一〇・一六メートルの地点

20の地点 19の地点から一四度四九分三六秒一〇・七五メートルの地点

21の地点 20の地点から一二度二五分五一秒六・七八メートルの地点

22の地点 21の地点から六度一四分四七秒八・〇七メートルの地点

23の地点 22の地点から三度一九分二五秒三・五三メートルの地点

24の地点 23の地点から三五六度三七分五五秒三・四八メートルの地点

25の地点 24の地点から三五〇度一三分一二秒七・七八メートルの地点

26の地点 25の地点から三四二度三九分四一秒七・〇二メートルの地点

第三区域

次の各地点を順次に結んだ線及び51の地点と47の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満

潮位(D・L・プラス二・一六メートル、T・P・プラス一・〇六メートル)における

公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

47の地点 基点から八度五九分二秒一、四一三・一三メートルの地点

48の地点 47の地点から四六度四二分五一秒一・二三メートルの地点

49の地点 48の地点から四五度二五分〇九秒四・〇二メートルの地点

50の地点 49の地点から四七度〇七分一〇秒五・八九メートルの地点

51の地点 50の地点から二六七度四八分一秒二・一一メートルの地点

3 面積

第一区域

二・二五平方メートル

第二区域

一、一一一・四四平方メートル

第三区域

七・二二平方メートル

合計

一、一二〇・九一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一八〇四番一の地先の道路の地先から一八〇八番七六を経て一九一八番三三に至る間の地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とAFの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から六度二四分二九秒一・七六五・五五メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から一八九度三一分四六秒二七・〇三メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から一八五度五九分三一秒一七・七九メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から一七六度〇八分〇九秒一五・四一メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から一六三度〇五分五三秒一二・五六メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から一五七度一五分四六秒一四・二四メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から一四七度〇〇分五五秒九・四四メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から一三五度一二分四六秒二二・〇二メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から一二八度二七分三五秒二〇・二六メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から一三六度〇二分五二秒一七・八九メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から一四五度二三分五〇秒一二・一三メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から一五二度五七分三七秒六・〇六メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から一六四度一五分四一秒一五・三四メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から一九七度二一分三四秒二一・六九メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から一八八度四五分五二秒一七・五三メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から一八七度一四分四〇秒一二・八四メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から二〇四度〇四分五八秒二三・六九メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から二〇〇度三七分五六秒一五・八三メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から二〇九度四三分五五秒一三・〇三メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から二一六度〇八分二七秒一五・三一メートルの地点
- Uの地点 Tの地点から二二六度五五分三三秒一〇・〇五メートルの地点
- Vの地点 Uの地点から二二九度三〇分一八秒三七・四六メートルの地点
- Wの地点 Vの地点から二三一度二九分四八秒一五・三四メートルの地点
- Xの地点 Wの地点から二三一度一八分一五秒二九・〇八メートルの地点
- Yの地点 Xの地点から二三二度四分一四秒一四・七四メートルの地点
- Zの地点 Yの地点から二二九度三九分三五秒一五・一七メートルの地点
- AAの地点 Zの地点から二三度〇八分五七秒一四・〇九メートルの地点

3 面積

三二、八七六・八一平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地、護岸用地

6 縦覧の場所

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び佐伯市役所

7 縦覧の期間

平成三十年七月六日から
平成三十年七月二十六日まで

大分県告示第四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年六月二十二日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分環境カウンセラー協会

三 代表者の氏名

杉 浦 嘉 雄

四 主たる事務所の所在地

大分市荷揚町十一十三 大分法曹ビル四F

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、学校、事業所に対して、環境の保全を図る活動、環境教育を推進する活動、地域の環境安全と防災支援活動、子どもの健全育成と科学技術の振興を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、国際協力の支援と地球環境保全活動等に関する事業

平成三十年七月六日

大分県報（告示・公告）

四

を行い、持続可能な地域社会を目指した循環型の地域づくり及び、環境保全型・防災型まちづくりに寄与することを目的とする。

- 六 定款変更の内容
 - 会員に関する事項の変更
 - 役員に関する事項の変更
 - 会議に関する事項の変更
 - 資産及び会計に関する事項の変更
 - 定款の変更に関する事項の変更
 - 公告の方法の変更

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州防衛局長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
 - 公共測量（用地測量、基準点測量）
- 二 作業の地域
 - 玖珠郡玖珠町
- 三 作業の期間
 - 平成三十年六月十九日から同年九月二十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年七月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 - 日田市大字竹田字上深三百九十五番一ほか四筆並びに三百九十五番一地先里道及び水路並びに字柳ノ本六百四十番一ほか十六筆並びに六百四十番一ほか三筆の各地先里道及び水路並びに六百四十七番二ほか二筆の各地先水路
- 二 開発区域の面積

- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
 - 日田市大字竹田三百九十五番地の一
 - 医療法人利光会
 - 理事長 五反田 利 幸
- 四 完了検査年月日
 - 平成三十年六月二十一日